9　自国の約束を訂正することを意図する一方の締約国による8の規定に基づく通報に関し、他方の締約国は、一方の締約国に対し、当該通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議を申し立てることができる。異議を申し立てる他方の締約国は、一方の締約国が意図する訂正が7に規定する変更に該当しないと信ずる理由を示すものとし、当該意図する訂正がこの協定に規定する相互に合意された適用範囲に及ぼす影響について記載する。当該通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議が申し立てられない場合には、当該意図する訂正は、受け入れられたものとみなす。

10　一方の締約国が意図する修正若しくは訂正又は提案した補償的な調整に関し、他方の締約国が異議を申し立てる場合には、両締約国は、協議を通じて問題を解決するよう努める。異議に関する通報の受領の日から百五十日以内に両締約国間で合意に達しない場合には、自国の約束を修正し、又は訂正することを意図する締約国は、当該異議が正当であるかどうかを決定するために第二十二章の規定による紛争解決を求めることができる。一方の締約国が意図する修正又は訂正であって異議を申し立てられたものは、当該協議を通じて合意される場合又は第二十二・七条の規定に従って設置されるパネルによって決定される場合にのみ、受け入れられたものとみなす。

第十・十五条　協力

両締約国は、それぞれの政府調達の市場に関する理解の増進を達成するために協力するよう努める。このため、両締約国は、両締約国の関連する産業が対話等の手段を通じて関与することが重要であることを認識する。

第十・十六条　政府調達に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置される政府調達に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　合同委員会に対し、第十・十四条の規定に従って受け入れられた修正若しくは訂正又は合意された補償的な調整を反映するために附属書十第二編を改正する決定を採択するよう勧告を行うこと。

(b)　必要と認める場合には、第十・十三条の規定に従って統計資料を通報するための方法を採択すること。

(c)　締約国が付託する政府調達に関する事項について検討すること。

(d)　各締約国における政府調達（地方政府の機関による調達を含む。）の機会に関する情報を交換すること。

第十・十七条　連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十一章　競争政策

第十一・一条　原則

両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の関係における公正かつ自由な競争の重要性を認識する。両締約国は、反競争的行為が市場の適正な機能を歪め、並びに貿易及び投資の自由化による利益を損なう可能性を有することを認識する。

第十一・二条　反競争的行為

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の目的を達成するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第十一・三条　法令上の枠組み

1　各締約国は、経済の全ての分野における全ての企業について適用する自国の競争法令であって、効果的な方法により次の反競争的行為に対処するものを維持する。

(a)　英国については、

(i)　企業間の合意、企業の団体による決定及び協調的行為であって、競争を妨害し、制限し、又は歪曲する目的又は効果を有するもの

(ii)　一又は二以上の企業による支配的地位の濫用

(iii)　競争を実質的に減殺し得る企業間の合併

(b)　日本国については、

(i)　私的独占

(ii)　不当な取引制限

(iii)　不公正な取引方法

(iv)　一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合

2　各締約国は、自国の競争法令を経済活動に従事する全ての私的又は公的な企業について適用する。各締約国は、自国の競争法令の適用除外について、当該適用除外が透明性のあるものであって、公共政策又は公共の利益に基づくものであることを条件として、これを定めることができる。

3　この章の規定の適用上、「経済活動」とは、市場における物品及びサービスの提供に関連する活動をいう。

第十一・四条　運用上の独立性

各締約国は、自国の競争法令の効果的な執行について責任及び権限を有する運用上独立した当局を維持する。

第十一・五条　無差別待遇

各締約国は、自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、無差別の原則を尊重する。

第十一・六条　手続の公正な実施

各締約国は、自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、手続の公正な実施の原則を尊重する。

第十一・七条　消費者の保護

1　各締約国は、効率的かつ競争的な市場を創設し、及び消費者の福祉を向上させる上での消費者の保護に関する政策及びその執行の重要性を認識する。

2　この条の規定の適用上、詐欺的又は欺まん的な商業活動とは、消費者に実害をもたらす詐欺的若しくは欺まん的な商業上の行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的若しくは欺まん的な商業上の行為をいい、次の行為を含む。

(a)　重要な事実に関して誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為であって、誤認した消費者の経済的利益に重大な損失をもたらすもの

(b)　消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為

(c)　消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引落としを行う行為

3　各締約国は、消費者の保護に関する法律その他詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止する法令を制定し、又は維持する。(注)

注　詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するために締約国が制定し、又は維持する法令は、民事又は刑事のものとすることができる。

4　各締約国は、国境を越える詐欺的又は欺まん的な商業活動が増大していること及びこれらの活動に効果的に対処するために両締約国間の協力が望ましいことを認識する。

5　各締約国は、適当な場合には、詐欺的又は欺まん的な商業活動に関して相互に関心を有する事項について協力（消費者の保護に関する法律の執行における協力を含む。）を促進する。

6　各締約国は、自国が決定するところにより、かつ、自国の法令及び重要な利益と適合する場合には、自国の合理的に利用可能な資源の範囲内で、消費者の保護に関する政策、法律又はこれらの執行について責任を有する関連する国の公的機関又はその職員を通じ、この条に規定する事項について協力するよう努める。